

国民健康保険に加入している方へ

問合せ 保険年金課国民健康保険G
☎24-1113

令和5年度国民健康保険税納税通知書 (第3～第10期本算定)を7月中旬に発送

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を送付します。前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに送付します。

令和5年度から国民健康保険税の限度額が変わります

国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分(40～64歳)の3区分からなります。令和5年度からは、下記のとおり引き上げます。

後期高齢者支援金分の限度額 20万円 → 22万円

医療分の限度額は65万円、介護分の限度額は17万円で、変更ありません。



特別徴収について

次の全てに該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法への変更ができます。

持ち物 被保険者証、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印またはキャッシュカード

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。

国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがあります。

高齢受給者証をお持ちの方へ

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときには被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、自己負担割合は、令和5年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。



減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

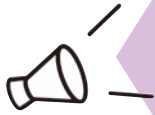
- ①災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ②世帯主および国民健康保険加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合 など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書に同封する書類をご覧の上、ご相談ください。

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの



国民年金保険料の免除制度および猶予制度

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

手続き 免除周期 毎年7月～翌年6月
受付 令和5年度分…7月から
過去2年間遡及の場合…随時

持ち物 ・基礎年金番号通知書または年金手帳
・令和3年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（1年以上遡及の場合別途必要の場合有）

その他

免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

免除・納付猶予の対象となる所得の目安

所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※1) ※1 令和2年度以前は22万円
4分の3免除	88万円(※2)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 ※2 令和2年度以前は78万円
半額免除	128万円(※3)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 ※3 令和2年度以前は118万円
4分の1免除	168万円(※4)+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 ※4 令和2年度以前は158万円
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※5) ※5 令和2年度以前は22万円

区分	月額保険料	受給資格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
4分の3免除	4,130円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,260円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,390円		8分の7	6分の5	
納付猶予(50歳未満)	0円		0		

保険料免除・保険料納付猶予制度

4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

生涯学習センターを利用してみませんか？



所在地 莪原町字椋木5番地

利用時間 午前9時～午後5時

(予約がある場合は午後9時30分まで)

休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

受付時間 午前9時～午後4時45分

その他 利用申込、使用料などの詳細は、市ホームページまたは問い合わせ先へ。

この施設は、生涯学習の場として研修会や会議など人数に合わせて利用できる会議室と日本間を設け、さらに講演会などに利用いただける小ホールもあります。また、健康づくりのためのスポーツ活動の場として、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球などが楽しめる体育室やテニス、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技が行える庭球場や屋外運動場があります。

町内会の会合から企業の会議、商談、各種相談会の会場や、家族、同好会などのレクリエーションに活用してください。

※大ホールは令和2年10月1日から閉鎖

問合せ 生涯学習センター ☎24-1187

後期高齢者医療被保険者証の更新について

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114



現在、お持ちの被保険者証の有効期限は**7月31日(月)**です。8月1日(火)から使用できる新しい被保険者証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送します。転送不要郵便のため、転送の手続きを取られている場合は、転送先へお届けできないためご注意ください。あらかじめ保険年金課において送付先の変更の申し出があれば、その送付先に簡易書留郵便で発送することができます。ご希望の方は申請手続きをお願いします。

被保険者証の色は、**青色**から**橙色**に変わります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

年間の保険料額を通知します

後期高齢者保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送で予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関やコンビニ等でお支払いください。



▲8月から使用できる新しい**橙色**の被保険者証(見本)

後期高齢者医療コールセンターの開設について

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料の算定方法や保険証の負担割合等についてのコールセンターを開設しています。

開設期間

令和6年3月31日(日)まで

(土・日曜日、祝日、年末年始は閉鎖)

ただし繁忙期の7月15日(土)～8月27日(日)は土・日

曜日、祝日も開設

時間 午前8時45分～午後5時15分

☎0570-011-558

※通話料がかかるためご注意ください。

『つしま短時間家事サポーター』養成講座

養成講座を受講し地域で高齢者を支えるサポーターとして活動しませんか。

この講座は、通常の『つしま家事サポーター養成講座』とは異なり、短時間で受講が修了する代わりに、活動内容がゴミ出しの短時間生活援助に限定されます。日中の活動が難しく、ゴミ出しの活動のみを行いたい方にはこちらの受講がおすすめです。

個人で受講希望の方

総合保健福祉センターで講座を行います。希望する日の1週間前までに下記へお申し込みください。

団体で受講希望の方

皆さんがいつも集まる会場で出前講座を行います。希望する日の1カ月前までに下記へお申し込みください。

対象

- ・満18歳以上の方
- ・活動先(市内高齢者宅)から近くのゴミ集積所まで、ゴミ出しの代行ができる方
- ・健康でささえあいの気持ちのある方

受講料 無料

その他 受講後、サポーターとして活動すると、手当をお支払いします。

- ・ゴミ出しの短時間生活援助(10分程度) 100円

問合せ 市社会福祉協議会生活支援コーディネーター ☎23-5295、☎080-4730-6854

津島市 認知症介護 家族交流会

日程 7月18日、8月22日、9月19日
(すべて火曜日)

場所 市役所4階大会議室

時間 午後1時30分～3時30分

対象 認知症の方を介護しているご家族

参加費 100円(お茶・お菓子代)

申込 電話または直接下記へ。

問合せ 高齢介護課地域包括ケアG
☎55-9471

介護保険のお知らせ

問合せ 高齢介護課介護保険G
☎24-1117



介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

対象 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

※平準化の実施にあたり、個人での手続きは必要ありません。

介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。**負担限度額認定証(若草色)**をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

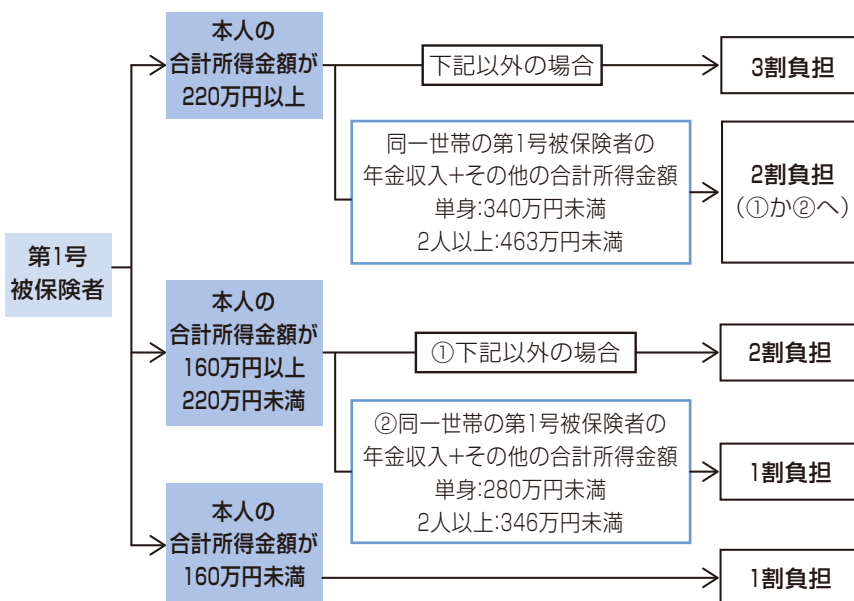
※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

受付 7月3日(月)～8月31日(休)に問い合わせ先へ。

介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担

7 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	7日、8月4日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	6、13、20、27日、8月3日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
弁護士相談(要予約)	4、18日、8月1日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	25日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	14日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、11、25日、8月1日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	27日 午前10時～午後3時 予約開始は7月3日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	11日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	5日、8月2日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	13、19、27日、8月4日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	21日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、13、19、20、26、27日、 8月2、3日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総 数 ……………60,301人(-27)
	男 ……………29,718人(-19) 女 ……………30,583人(-8) 世帯数 ……………27,131世帯(-3) 6月1日現在、()内は前月比
市内の交通事故・ 犯罪 [4月]	事故発件数 ……18件(49件) うち死亡者 ……0人(0人) 犯罪発件数 ……33件(117件) ()内は令和5年中の累計
	4月 ……………0件(4件) ()内は令和5年中の累計
市内の火災	4月 ……………298件(1,145件) ()内は令和5年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和5年7月31日(月)

固定資産税・都市計画税…第2期 国民健康保険税…第3期
介護保険料…第4期 市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、
保育所等利用者負担金…7月分 後期高齢者医療保険料…第1期

市税の今後の納期

	8月	9月	10月
市民税・県民税	第2期	—	第3期
固定資産税・都市計画税	—	—	—
国民健康保険税	第4期	第5期	第6期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちいち信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農協同組合、あいち海部農協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)